

箇所	頁数	誤	正	備考
I 共通仕様書 3. 土木設計業務等共通仕様書 第1編共通編				
第1108条 2. (2)	I-3-28	照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。	照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。	令和2年10月6日 訂正